

## 参考資料

1. 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
2. 浸水被害軽減地区の指定の検討
3. 危機管理型水位計の整備
4. 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保
5. 河川管理の高度化の検討
6. 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）
7. 水防団での連携、協力



「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

青字：取組方針に反映

赤字：引き続き、幹事会にて検討

番号	実施する施策	これまでの取組（平成29年6月まで）	今後の進め方及び数値目標等	江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会における取組方針
<b>(1) 大規模氾濫減災協議会の設置</b>				
1	大規模氾濫減災協議会の設置	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を全129地区で設置し、5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年5月までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を175地区で設置。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。</li> <li>協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。</li> </ul>	規約改正
<b>(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>				
<b>①情報伝達、避難計画等に関する事項</b>				
2	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホットライン構築。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県管理河川ではホットラインを12県249市町村で構築。</li> <li>平成29年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。</li> </ul>	取組方針に反映  (既に取り組んでいる項目)
3	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成。</li> <li>全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者<sup>(※1)</sup>による多様な防災行動<sup>(※2)</sup>を対象とした水害対応タイムラインを作成。</li> </ul> <p>(※1) 市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2) 要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応</p> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応タイムラインを作成。</li> <li>平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」を通知。</li> <li>平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者<sup>(※1)</sup>による多様な防災行動<sup>(※2)</sup>を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。</li> <li>水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</li> </ul>	①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組 ■大規模氾濫に対するタイムライン（防災行動計画）の更新 ■大規模氾濫及び内水・土砂災害などの複合災害や夜間・荒天時を考慮したタイムラインの更新
4	水害危険性の周知促進	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。</li> <li>平成29年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表し、都道府県に通知。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。</li> <li>平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。）</li> <li>毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。</li> </ul>	対象外
5	ICTを活用した洪水情報の提供	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月15日までに国管理河川68水系412市町村で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始（GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等）。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットフォームとして提供するなど技術的な支援を実施。</li> </ul>	①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組 ■住民の避難行動を支援する防災情報の提供 ・緊急速報メールを活用したプッシュ型の洪水情報等の発信プッシュ型の洪水情報等の情報発信

番号	実施する施策	これまでの取組（平成29年6月まで）	今後の進め方及び数値目標等	江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会における取組方針
6	隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。</li> <li>また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。</li> </ul>	<p>①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模水害に対応するハザードマップの作成・周知</li> <li>・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域を考慮した避難所の検討（広域避難所）</li> </ul>
7	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設への説明会の開催。（平成29年6月までに全47都道府県で実施済み）</li> <li>平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。</li> <li>平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き（土砂災害）」を作成。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。</li> <li>平成33年度までに対象の要配慮者利用施設（浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設（重複含む）※）における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。（※平成28年3月現在の施設数）</li> <li>避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。</li> <li>平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。</li> </ul>	<p>①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模水害に対応するハザードマップの作成・周知</li> <li>・洪水浸水想定区域内の要配慮者（社会福祉施設等）利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援</li> </ul>
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
8	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月までに全109水系において作成・公表。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」ととりまとめ、順次作成・公表。</li> </ul>	<p>①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模水害に対応するハザードマップの作成・周知</li> <li>・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域を考慮した避難所の検討（広域避難所）</li> </ul>
9	水害ハザードマップの改良、周知、活用	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。</li> <li>平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。</li> <li>想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。</li> <li>水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。</li> <li>市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。</li> </ul>	<p>①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模水害に対応するハザードマップの作成・周知</li> <li>・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸へ周知</li> </ul>
10	浸水実績等の周知	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。</li> </ul>	対象外
11	防災教育の促進	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。</li> <li>平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校（28校）を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。（防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施）</li> </ul>	<p>③水防災と地域社会を意識した防災教育の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■水防災を意識した防災教育の実施</li> <li>・小中学校などと連携した江の川上流の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充</li> </ul>

番号	実施する施策	これまでの取組（平成29年6月まで）	今後の進め方及び数値目標等	江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会における取組方針
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項				
12	・ 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<p>&lt;危機管理型水位計&gt; 【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月、革新的河川管理プロジェクト<sup>(※1)</sup>で開発中の危機管理型水位計<sup>(※2)</sup>による試験計測を開始。</li> </ul>	<p>&lt;危機管理型水位計&gt; 【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国（本省）において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。</li> <li>【国管理河川】</li> <li>平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表（本省）。</li> <li>危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。</li> </ul>	取組方針に反映
		<p>&lt;河川監視用カメラ&gt; 【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間<sup>(※3)</sup>に設置完了。</li> </ul> <p>(※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト</p> <p>(※2) 低コストで自治体でも導入しやすいクラウド型・メンテナンスフリー水位計</p> <p>(※3) 平成28年1月時点</p>	<p>&lt;河川監視用カメラ&gt; 【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国（本省）において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。</li> <li>【国管理河川】</li> <li>河川監視用カメラの配置計画を見直し（設置目的に応じた性能最適化・集約化等）、順次整備を実施。</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。</li> </ul>	対象外（整備済） 今後、必要に応じ、配置計画の見直しを実施
13	・ 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。</li> <li>平成29年3月までに約541kmの対策を実施。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。</li> </ul>	②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組 ■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進 ・ 決壊までの時間を少しでも引き延ばすような堤防構造を工夫する対策
14	・ 河川防災ステーションの整備	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月までに河川防災ステーションを48水系53河川194箇所整備。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川139箇所整備。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。</li> </ul>	対象外（H19整備済）
(3) 的確な水防活動のための取組				
①水防体制の強化に関する事項				
15	・ 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。</li> </ul>	③水防災と地域社会を意識した防災教育の取組 ■水防災を意識した防災教育の実施 ・ 地域住民・水防団との危険箇所や重要水防箇所の合同点検の実施  重要水防箇所評定基準の見直しに伴う重要水防箇所の見直しを予定
		<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深めるため、水防月間を実施。</li> <li>毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。</li> </ul>	取組方針に反映
16	・ 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、水防団等の技術力向上のため、水防月間に水防訓練を実施。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討・調整をして実施。</li> </ul>	③水防災と地域社会を意識した防災教育の取組 ■水防災を意識した防災教育の実施 ・ タイムラインや避難訓練と連携した水防訓練の実施
17	・ 水防訓練の充実	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、水防団等の技術力向上のため、水防月間に水防訓練を実施。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。</li> </ul>	取組方針に反映 (既に取り組んでいる項目)
18	・ 水防団間での連携、協力に関する検討	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。</li> </ul>	取組方針に反映 (既に取り組んでいる項目)
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項				
19	・ 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</li> </ul>	引き続き、幹事会にて検討
20	・ 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。</li> </ul>	引き続き、幹事会にて検討

番号	実施する施策	これまでの取組（平成29年6月まで）	今後の進め方及び数値目標等	江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会における取組方針
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組				
21	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、<u>水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。</u></li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、<u>排水計画を作成。</u></li> <li>各施設管理者において<u>施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。</u></li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国管理河川における先行事例の周知など<u>技術的な支援を実施。</u></li> </ul>	<p>その他：水害後の効率的な復旧・復興のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模災害を想定した排水計画（案）の作成</li> <li>・大規模災害を想定した排水計画（案）の作成</li> </ul>
22	浸水被害軽減地区の指定	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、<u>浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果等）提供を実施。</u></li> <li>複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して<u>指定に取り組む。</u></li> </ul>	取組方針に反映
(5) 河川管理施設の整備等に関する事項				
23	堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年関東・東北豪雨を受け、優先的に整備が必要な区間約1,200kmの内、平成29年3月末時点で、184km実施。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、<u>優先区間</u>を定めて<u>順次実施。</u></li> </ul>	<p>②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進</li> <li>・近年、外水による家屋浸水がある箇所での堤防整備の促進</li> </ul>
24	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。</li> <li>平成29年3月までに約541kmの対策を実施。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施箇所の<u>優先区間</u>を定めて、協議会で確認し、<u>順次整備を実施。</u></li> </ul>	<p>②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進</li> <li>・決壊までの時間を少しでも引き延ばすような堤防構造を工夫する対策</li> </ul>
25	ダム再生の推進	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国20ダムで実施。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理の123ダムで操作規則等の総点検を開始。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>ダム再生ビジョン</u>」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。</li> <li>既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良による<u>ダム再生を実施。</u></li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>ダム再生ビジョン</u>」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、<u>操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。</u></li> <li>水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良による<u>ダム再生を推進する調査を推進。</u></li> <li>ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、<u>流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。</u></li> </ul>	本局にて、対応方針を整理中
26	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<p>&lt;操作が不用な樋門等の導入&gt;</p> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」（案）を作成。</li> </ul>	<p>&lt;樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進&gt;</p> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、<u>順次整備を実施。</u></li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、<u>順次整備を実施。</u></li> </ul> <p>&lt;確実な施設の運用体制確保&gt;</p> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。</li> </ul>	取組方針に反映

番号	実施する施策	これまでの取組（平成29年6月まで）	今後の進め方及び数値目標等	江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会における取組方針
27	河川管理の高度化の検討	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト<sup>(※1)</sup>で開発中の陸上・水中ドローン<sup>(※2)</sup>および全天候型ドローン<sup>(※3)</sup>による試験飛行・試験計測を開始。</li> </ul> <p>(※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト</p> <p>(※2) 陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン</p> <p>(※3) 降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン</p>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発（本省）し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。</li> </ul>	取組方針に反映
(6) 減災・防災に関する国の支援				
28	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度より防災・安全交付金の制度を拡充。（ハード対策を実施している河川の沿川におけるソフト対策だけでなく、流域内で実施するソフト対策についても新たに防災・安全交付金の対象）</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。</li> </ul>	対象外
29	代行制度による都道府県に対する技術支援	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム の再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行する制度を創設。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム の再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。</li> </ul>	対象外
30	適切な土地利用の促進	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。</li> <li>不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。</li> <li>国（本省）において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目途に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。</li> <li>不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</li> </ul>	本局にて、対応方針を整理中
31	災害時及び災害復旧に対する支援	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施。</li> <li>国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。</li> <li>国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施。（平成28年実績18回）</li> <li>平成29年4月に、「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について（事例集）」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。</li> <li>国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。</li> </ul>	本局にて、対応方針を整理中
32	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年9月から、DiMAPS（統合災害情報システム）の運用を開始。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。</li> </ul>	本局にて、対応方針を整理中

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』（平成27年12月、社会資本整備審議会答申）及び『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』（平成29年1月、社会資本整備審議会答申）を受け、進めている調査研究等の取組（「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「流木や土砂の影響への対策」、及び「近年の降雨状況の計画への適切な反映」）については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。

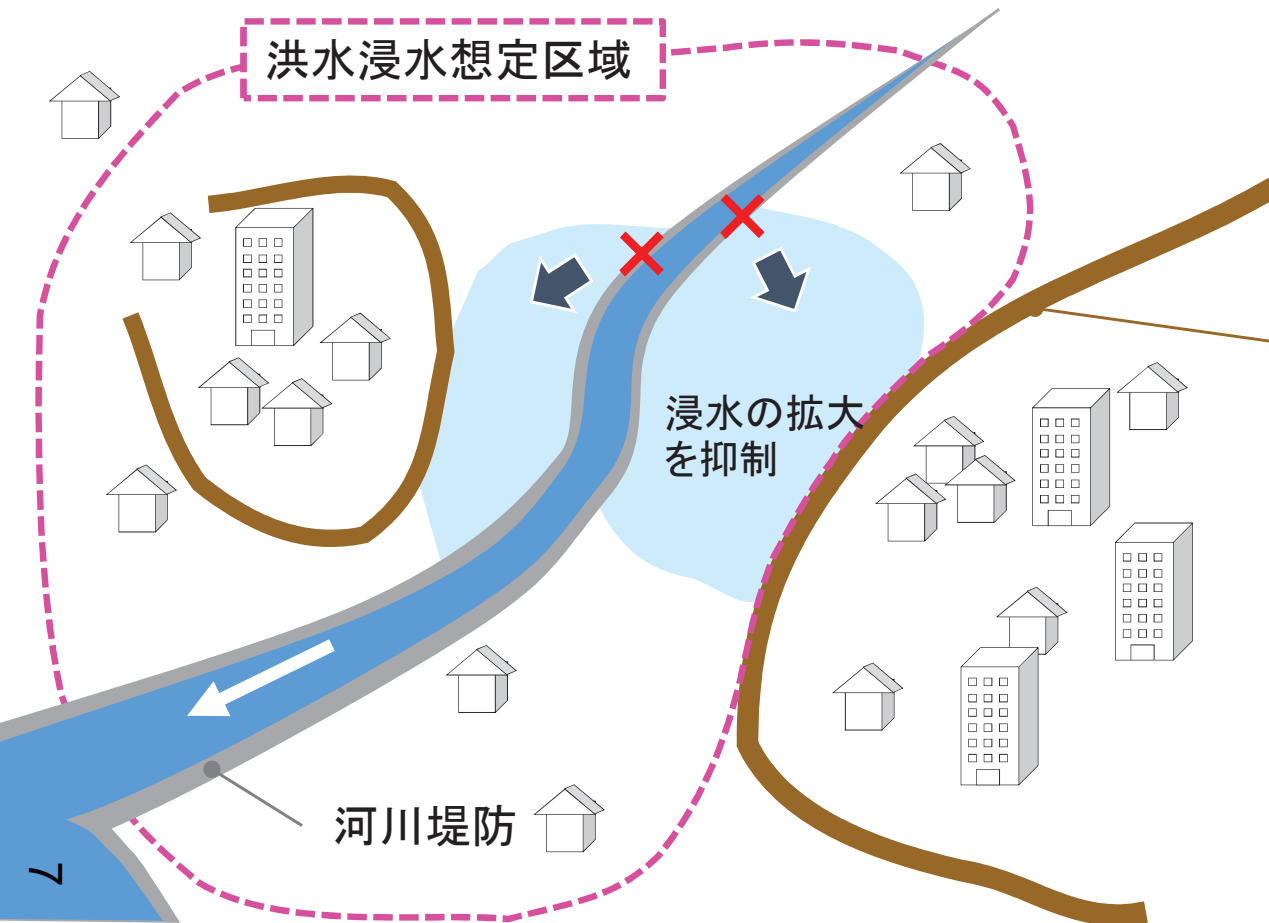
# 浸水拡大を抑制する施設等の保全について (浸水被害軽減地区)



# 浸水被害軽減地区の指定の対象

- 洪水浸水想定区域（隣接・近接する区域を含み、河川区域を含まない）内で、浸水の拡大を抑制する効用<sup>（注）</sup>があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を指定
- 周辺の家屋等の立地状況や土地利用の計画等を踏まえて指定
- 一定の行為規制を課すものであることから真に必要な範囲に限定して指定

（注）必ずしも洪水浸水想定区域の前提となる洪水による浸水の拡大を防ぐ程の効用が求められるわけではなく、地域の実情に応じて、それ以下の洪水に対して浸水の拡大を抑制する効用が認められれば足りる

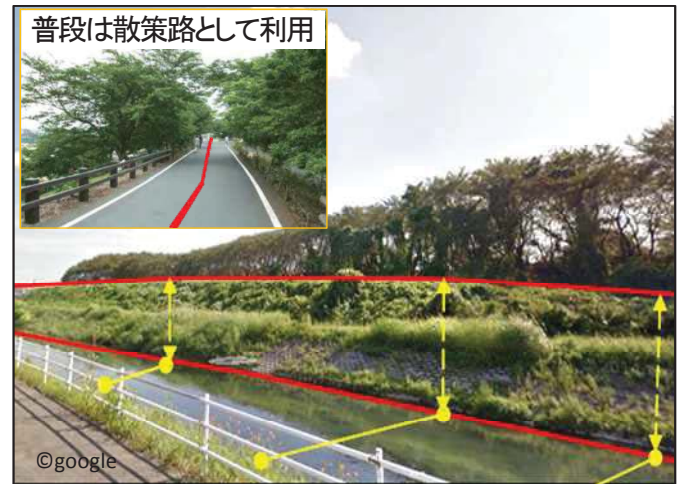


## ■ 輪中堤等の盛土構造物

: 歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物

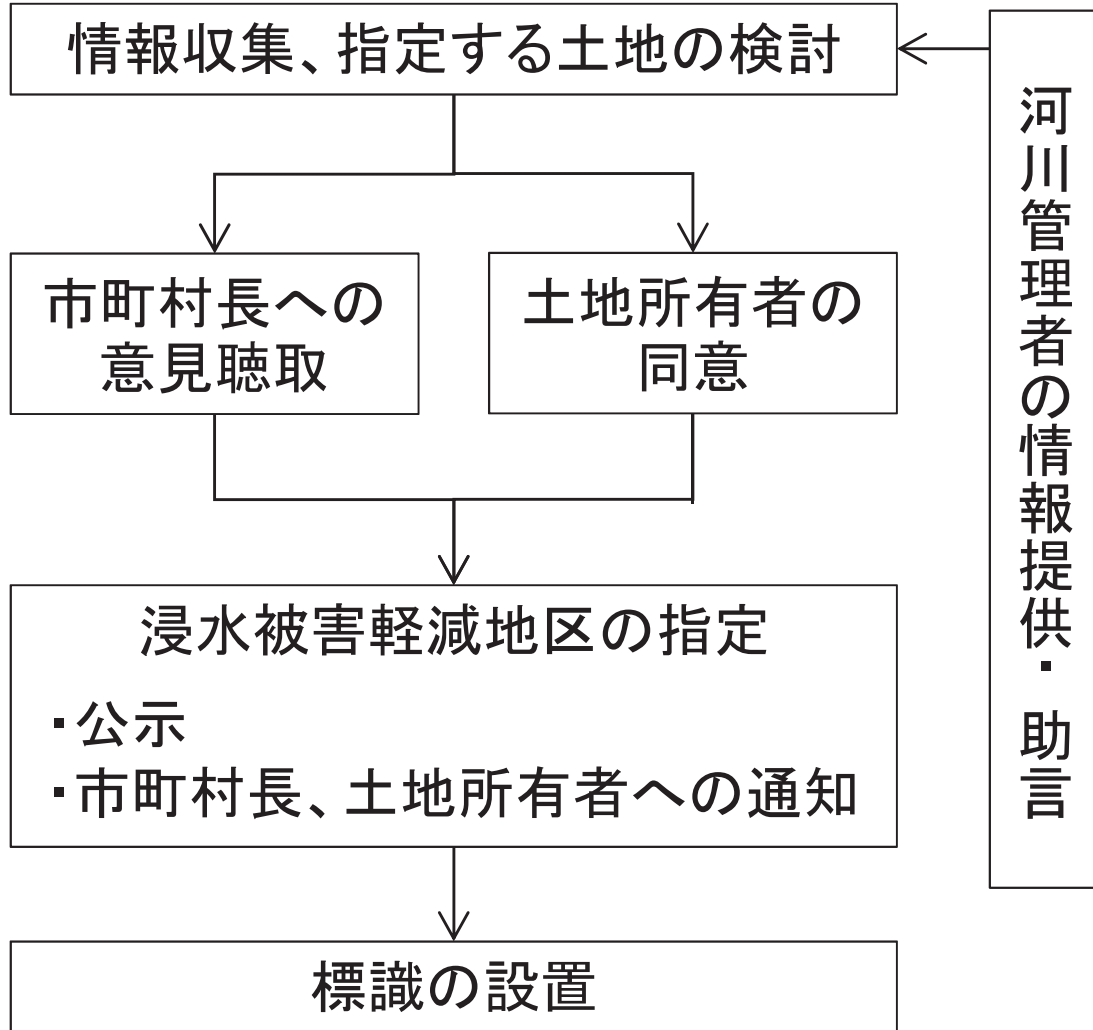
## ■ 自然堤防

: 河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地

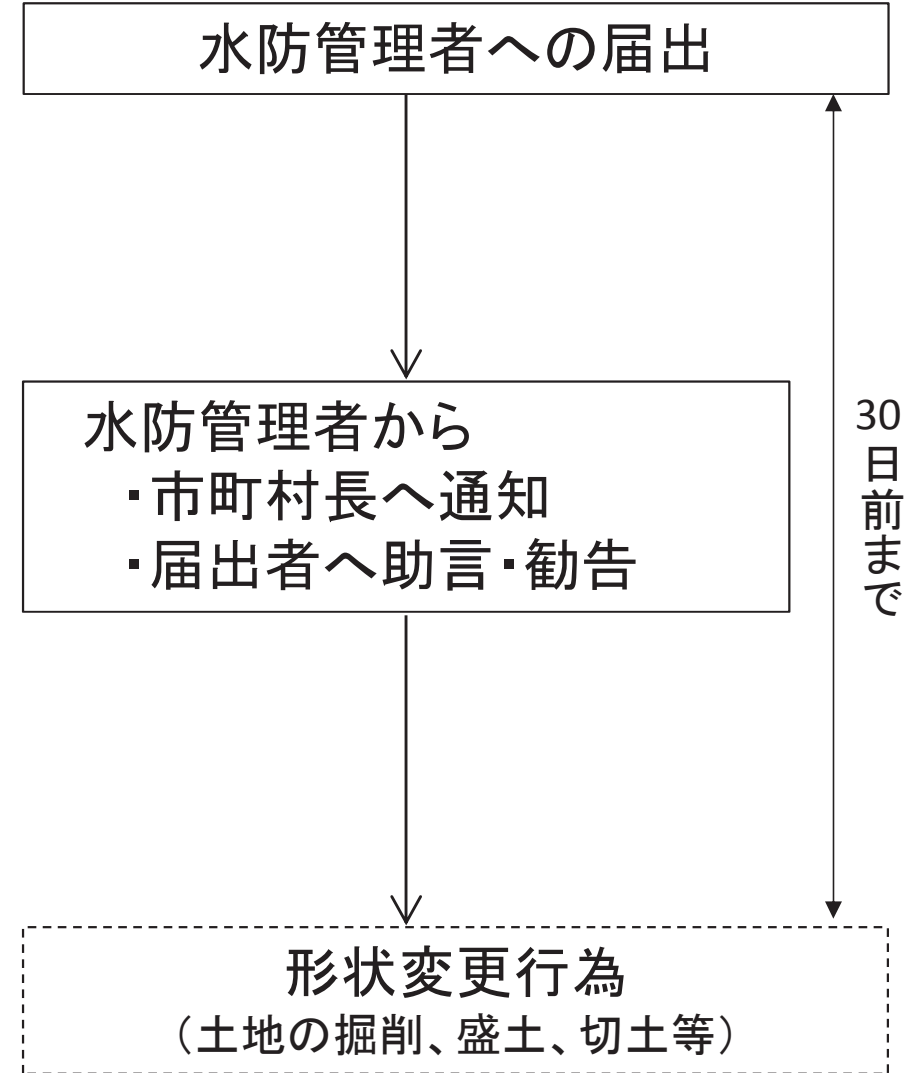


# 浸水被害軽減地区の指定、形状変更行為の届出等の流れ

## ＜水防管理者による地区指定等＞



## ＜形状変更行為の届出等＞



### ※河川管理者の情報提供・助言

：過去の浸水情報や周辺の地形情報等から、盛土構造物等の浸水拡大抑制に係る有用性等について情報提供・助言

# 指定の公示、通知

- 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、当該地区を公示するとともに、その旨を当該市町村長及び土地所有者に通知しなければならない。

## <公示>

次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行う

① 浸水被害軽減地区の指定をする旨

② 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号

※名称は、輪中堤の歴史的呼称など一般に分かりやすいもの

③ 当該浸水被害軽減地区の位置(以下を明示)

・ 市町村、大字、字、小字及び地番

※地番が未指定の場合は、指定されるまでの間、市町村、大字、字及び小字のみで可

・ 平面図

※縮尺2,500分の1以上の図面によることが望ましい

④ 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤等の盛土構造物又は自然堤防の高さ

※地区を保全する上で必要な主要地点の高さを水防管理者が把握

## <通知>

上記の公示事項を通知しても良いし、指定を行う期日を通知して詳細は公示を参照することを求めても良い

# 標識の設置

- 水防管理者は、浸水被害軽減地区を指定したときは、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒否、妨害してはならない。
- 水防管理団体は、標識の設置により損失を受けたものに対して、時価によりその損失を補償しなければならない

## <標識の設置>

以下の基準を参酌して、条例で定めるところにより、標識を設置

①次に掲げる事項を明示したものであること。

イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号

ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ

ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先

※管理者が私人の場合、プライバシーに配慮し、市町村の水防担当部局など当該管理者に取り次ぐことができる者の連絡先を記載

ニ 標識の設置者及びその連絡先

②浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

## <損失補償>

例えば、標識を設置できる場所が限定されており、かつ、その場所に設置することで既にある工  
○作物を移転させる必要があるような場合の移転費用の補償 等

# 形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(形状変更行為)をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為等及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 水防管理者は、届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

## <届出が必要な行為>

- ・地区内の盛土構造物等の高さ等を有意に毀損し、浸水拡大を抑制する効用を低減・消滅させるような土地の掘削、盛土、切土等

## <届出が不要な行為>

- ・通常管理行為、軽易な行為(修繕・補修、電線等の埋設、仮設建築のための一時的なもの 等)
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

## <届出の内容>

- ・形状変更行為の種類、場所、着手・完了予定日等
- ・設計・施工方法を示した計画図(右表)  
縮尺:1/2,500以上  
形状は、平面図、縦断面図及び横断面図により示す

	明示すべき事項
位置図	地区の位置
現況図	地区の形状
計画図	行為を行う箇所
	行為を行った後の形状

# 助言・勧告

- 水防管理者は、形状変更行為の届出があった場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

## <助言・勧告の内容>

- ・形状変更行為をできるだけ浸水拡大を抑制する効用に影響を及ぼさない形にするよう調整
- ・形状変更行為の時期を出水期の後に延期するよう求める 等

## <留意事項>

- ・助言・勧告は、届出をしたものが通常行っている管理行為の範囲内で対応できるものとする。
- ・届出をしたものによる対応が困難である場合は、形状変更行為があった箇所について出水時に優先して土のう設置等の水防活動を行う箇所とするなど、代替的な対応を十分検討すること。

# あなたのまちに水位計を

～低コストで洪水時の観測に特化した水位計が導入できます～



避難勧告等の発令や住民の避難に役立つ水位情報を提供できます

## ● 初期費用

危機管理型水位計 100万円以下/台※



▶ 電池等で5年間稼働,  
メンテナンスフリー

※機器本体のみ。取付け用付属物や設置費用を除く



## ● ランニングコスト

- ・ 通信費 (SIM)
  - ・ システム運営費
- 月々950円～  
/台



危機管理型水位計運用協議会  
が運営

新たなIoT技術を活用し、  
安価で使いやすい  
システムを開発

危機管理型  
水位計

洪水時に  
観測開始

設定水位



クラウド

危機管理型水位計  
運用システム

インターネットで  
提供

ユーザ

- 河川管理者
- 住民・市町村等
- マスコミ

そろそろ  
〇〇地区が  
浸水しそうだ！

近くの川の  
水位は...



## 伊勢市の声

(平成30年度に危機管理型水位計を設置予定)

伊勢市では平成29年10月の台風21号による甚大な浸水被害を受け、河川水位の情報発信を強化するため、平成30年3月19日に設立された危機管理型水位計運用協議会へ参加し、危機管理型水位計を活用した取組みを進めています。

協議会参加により水位計の調達や、システムの構築等の様々な技術的な援助を受け、危機管理型水位計の設置と運用による避難体制の確立を進め、市民の安全な暮らしにつなげていきたいと考えています。

## ■危機管理型水位計とは

革新的河川技術(管理)プロジェクトにより開発した、洪水時の観測に特化した水位計です。洪水時の観測に特化すること、携帯通信網を利用すること、汎用部品を活用することにより、大幅にコストダウン・サイズダウンを図ったものです。

5年間無給電(電池等で稼働)、メンテナンスフリーが標準仕様となっています。



現場実証実験第一弾(鶴見川水系 鳥山川)



現場実証実験第二弾※寒冷地仕様(最上川水系)

## ■危機管理型水位計運用協議会とは

水位計のデータを処理、配信、表示するシステムを共同で運用するために設立した協議会(国11機関, 31道府県, 11市町/平成30年3月19日現在)。

- ①共同運用により水位計の運用コストを大きく削減
- ②水位データを一括して見える化
- ③初めて水位計を設置する市町村への支援

協議会に参加すると、危機管理型水位計を低コストで効率的・効果的に運用することができます。



### ●市町村が水位計(1台)を運用する場合のコスト試算

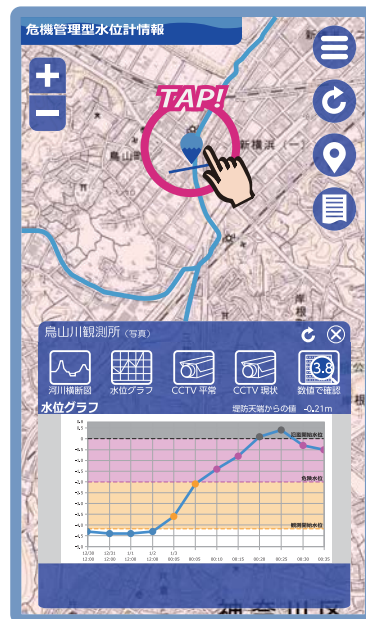
		水位計1台あたりの 使用料金(円/年)	備 考
初期設定費用		2,000	初期登録時のみ
基本料金		3,000	100台ごとに200円引き
使用料金	システム使用料金 (通信回線費含む)	8,400~	月額700円~ ・通信回線量 : 月1,500KBまで ・水位データ : 月1,000件のデータ受信まで

年間使用料金の合計  
11,400円~/年

月々  
950円~/台

- ※ 料金には、水位計本体、水位計の設置等に関する費用は含まれません。
- ※ 料金設定は、今後の運営状況、追加機能等を踏まえ、随時見直されることがあります。
- ※ 料金は税抜きです。詳細については各契約の条件によります。
- ※ 通信回線は、水位計1台につき1回線を使用する想定です。

### ●提供画面イメージ



※開発時の画面イメージであり変更される可能性があります

## 問合わせ先

### 危機管理型水位計運用協議会運営事務局

〒102-8474 東京都千代田区麹町一丁目三番地(ニッセイ半蔵門ビル)

一般財団法人河川情報センター

電話 03-3239-2641 FAX 03-3239-0929

e-mail kss-kikaku@river.or.jp



事務連絡  
平成 29 年 9 月 7 日

各都道府県消防防災主管部  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

緊急防災・減災事業債の積極的な活用による消防防災体制の充実について

緊急防災・減災事業債（以下「緊防債」という。）については、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成 32 年度まで延長されたところです。

各地方公共団体におかれては、緊防債が延長された趣旨を踏まえ、緊防債の積極的な活用により、消防防災体制の充実に一層努めていただきますようお願いいたします。

については、緊防債の関係資料を添付いたしますので、事業の財源を検討する際の参考にしていただければ幸いです。

なお、平成 29 年度における緊防債を含む地方債の第 2 次分起債協議等予定額の提出期限については、例年どおりであれば、1 月上旬となります。同意等を得た事業については、翌年度に繰り越して使用することも可能ですので、第 2 次分起債協議等予定額の提出にあたっては、財政当局と調整の上、検討いただければと考えております。

都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

消防庁消防・救急課

北代、山並

電話：03-5253-7522

e-mail：syozai@soumu.go.jp

# 緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

1. 対象事業 【地方単独事業((6)を除く)】 (下線部は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの)	
(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備	(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点施設（地域防災センター等）</li> <li>○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地</li> <li>○非常用電源</li> <li>○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等</li> <li>○避難路・避難階段</li> <li>○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設</li> <li>○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備</li> <li>○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設</li> <li>○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等</li> <li>○消防団の機能強化を図るための施設・設備</li> <li>○消防水利施設</li> <li>○初期消火資機材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な災害対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転</li> </ul>
	(4) 消防広域化事業等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築又は整備事業を対象</li> <li>○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備</li> <li>○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築</li> <li>○消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センターの整備</li> </ul>
(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築	(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線のデジタル化</li> <li>○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化</li> <li>○高機能消防指令センター（消防救急無線のデジタル化に伴うもの）</li> <li>○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</li> <li>○災害時オペレーションシステム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所とされている公共施設及び公用施設</li> <li>○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設</li> <li>○不特定多数の者が利用する公共施設</li> <li>○社会福祉事業の用に供する公共施設</li> <li>○幼稚園等</li> <li>※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象</li> </ul>
	(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業

(※)防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

## 2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

## 3. 事業年度

平成29年度から平成32年度

※水位計も対象になる

# 地方債における地方交付税措置の仕組み①

○ 地方債措置については、「充当率」や「元利償還金の基準財政需要額算入」の理解が不可欠です。

- ・ 「充当率」：地方債発行額の算定のため、対象事業費から補助金等の特定財源を控除した額(地方負担額)に乗じる率  
(対象事業費に対しての地方債発行額が計算されます)

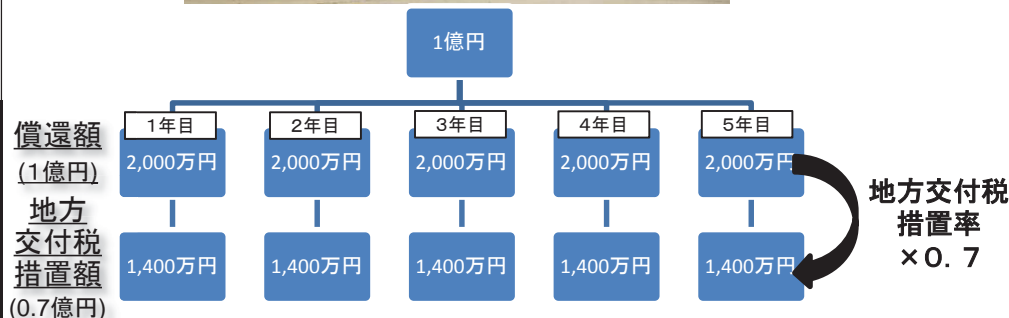
$$\text{地方債発行額} = \text{地方負担額} \times \text{充当率}$$

- ・ 「元利償還金の基準財政需要額算入」：地方交付税措置(額・率)ともいいますが、地方債の元利償還金の一定割合を、地方交付税(普通交付税)の基準財政需要額に算入することをいいます。(別紙参照)

## 元利償還金の基準財政需要額算入 (イメージ)

### 市町村

(例) 緊急消防援助隊に登録する海水利用型消防水利システム (スーパーポンパー) を1億円で整備する場合



《実質的な負担額》

〔単年度〕 2,000万円(償還額) - 1,400万円(地方交付税措置額) = 600万円

〔全体〕 600万円 × 5年 = **3,000万円**  
(1億円 - 0.7億円)

### 一部事務組合等

(例) 緊急消防援助隊に登録する海水利用型消防水利システム (スーパーポンパー) を1億円で整備する場合  
(構成団体は4団体(A市, B市, C市, D市)で、負担割合は4 : 3 : 2 : 1とします)



※ 一部事務組合等が起債し、元利償還に際して構成団体から、負担割合に応じて負担金を徴収・償還するものとします



《A市、D市の実質的な負担額》 ※ 地方交付税措置は、(負担割合に応じて) 市町村に対して措置されます

〔単年度〕 A市 : (2,000万円(償還額) - 1,400万円) × 4/10 (負担割合) = 240万円  
D市 : (2,000万円(償還額) - 1,400万円) × 1/10 (負担割合) = 60万円  
※ B市・C市については同様の計算により、それぞれ180万円・120万円となる。

〔全体〕 A市 : 240万円 × 5年 = 1,200万円  
D市 : 60万円 × 5年 = 300万円  
※ B市・C市については同様の計算により、それぞれ900万円・600万円となる。

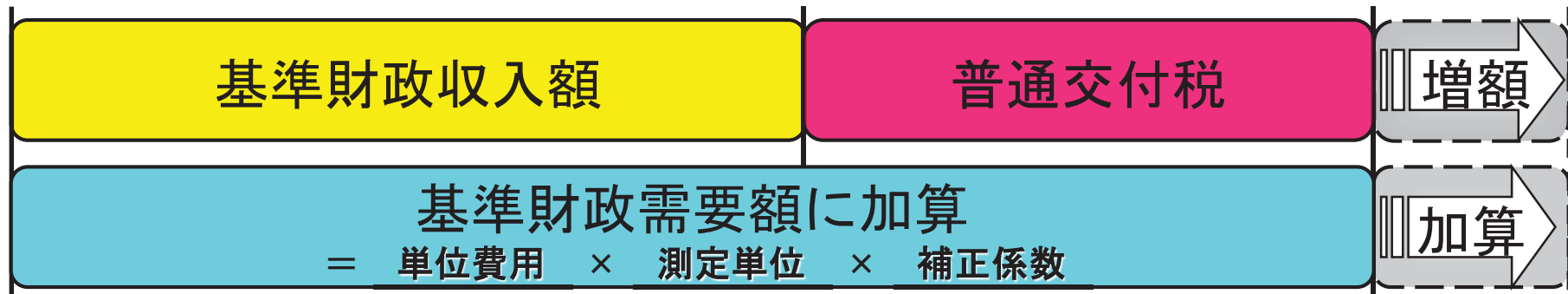
※ 事業費全額について緊急防災・減災事業債を活用し、5年元金均等で償還する場合(「元利」措置のため、利払いも同様の措置となりますが、簡略化のため省略)

## 地方債における地方交付税措置の仕組み②

- 特定の地方債においては、元利償還金(元金及び利息)の一定割合を、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入する措置(地方交付税措置)が講じられています。

### 地方交付税措置の仕組み

普通交付税の基準財政需要額に、当該地方債の元利償還金の一定割合が加算されることにより、普通交付税額の額が増額されます。



### 主な事業と地方交付税措置率等

事業名	充当率	地方交付税措置率
緊急防災・減災事業	100%	70%
防災対策事業	75% (※1)	30% (※1)
公共施設等適正管理推進事業	90% (※2)	30%等
施設整備事業(一般財源化分)	1/3等(従前の補助金額の100%)	70%
過疎対策事業	100%	70%
辺地対策事業	100%	80%

※1 デジタル化関連事業等：充当率90%、地方交付税措置率50%  
 ※2 市町村役場機能緊急保全事業：地方交付税措置対象分75%

## 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保

■江の川水系では、内水被害を軽減するための河川管理施設として排水樋門を整備しているが、これらの中には設置年度が古いため、ゲートや戸当りの腐食、塗装劣化が生じているものがある。

また、近年の集中豪雨による急激な水位上昇や操作員の高齢化等により、操作が困難な状況にある。

河川管理施設の機能保全並びに安全性の向上のため、フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。

### 整備イメージ



整備前



整備後

# 河川管理の高度化の検討

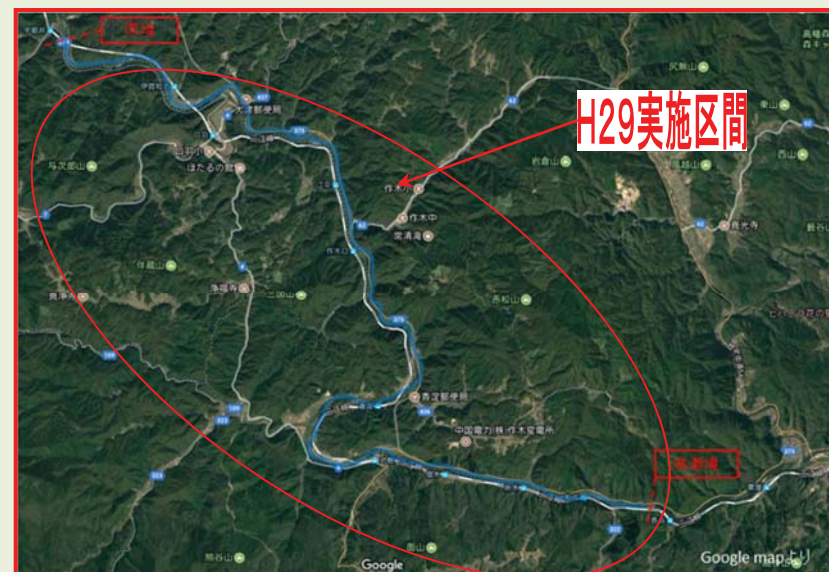
## UAV(ドローン)を活用した河川巡視

出水時の河川巡視において、出水状況や孤立集落等の状況確認が通常の車両移動による巡視では困難となる場合を想定し、UAV(ドローン)を活用した河川巡視(上空からの動画撮影)の実施を検討

■三川合流部より下流域の山間狭隘部(延長約27km)において、出水時の河川巡視時に通行不可能となる区間を想定した、ドローンによる河川状況の動画撮影を実施



写真はドローンで撮影した動画をキャプチャしたもの



### ■リアルタイムな情報共有

Facebookを活用して現地の状況をリアルタイムで映像共有(ライブ配信)が可能

### ■洪水時氾濫データの取得

従来の空中写真撮影(ヘリ等)に比べ、迅速に撮影ができるため限りなく洪水ピーク時に近い撮影が可能

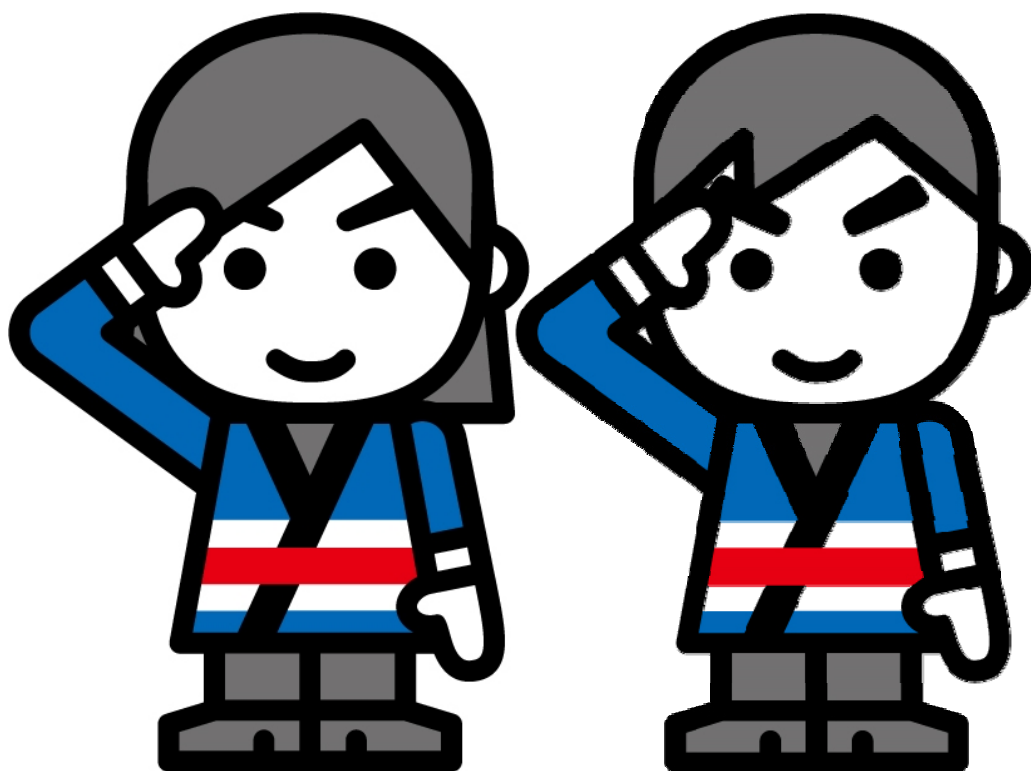
### ■浸水範囲の特定

従来より正確な浸水範囲の特定が可能

# 三次市消防団

活動する内容を限定して、  
あなたの地域を  
守ってみませんか。

三次市消防団は『機能別消防団員』を募集しています。



【お問合せ先】

三次市消防団事務局（三次市危機管理課）

〒729-8501 三次市十日市中2丁目8-1

電話：0824-62-6116，FAX：0824-62-2951

# 機能別消防団員募集

## ■ 機能別消防団員とは

火災等の初期消火，基本団員の後方支援，災害発生時の避難所支援，防火・防災啓発など，消防団員として活動する内容を限定し，消防団活動に従事する消防団員です。

※ 三次市消防団では，機能別消防団員の定数を100人としています。(内30人は消防音楽隊)

## ■ 機能別消防団員の内容

機能別消防団員は、『消防協力隊』『女性消防隊』『学生消防隊』『消防音楽隊』の4隊とし，諸条件，活動内容は下の表のとおりです。

	消防協力隊	女性消防隊	学生消防隊	消防音楽隊
要件	・ 消防団を退団した者又は消防吏員を退職した方	・ 三次市の防災力の向上に向けて活動できる女性の方	・ 三次市の防災力の向上に向けて活動できる学生	・ 三次市の防災の周知・啓発に向けて活動できる方
活動内容	・ 火災時の初動対応，及び後方支援 ・ 行方不明者搜索 ・ 災害対策活動全般	・ 火災，災害時の啓発活動 ・ 行方不明者搜索 ・ 災害発生時の後方支援（被災者救護，避難所運営支援）	・ 火災，災害時の啓発活動 ・ 行方不明者搜索 ・ 災害発生時の後方支援（被災者救護，避難所運営支援）	・ 音楽活動を通じた防火・防災啓発
訓練等	・ ポンプ等の取り扱いに関する方面隊訓練，分団訓練 ・ 方面隊などが参加する防災，避難訓練	・ 所属する方面隊などが参加する防災，避難訓練	・ 所属する方面隊などが参加する防災，避難訓練	—
参加する行事等	・ 消防団出初式	・ 消防団出初式	・ 消防団出初式	・ 消防団出初式 ・ 啓発活動のコンサート等
任期	2年（更新可）			
団員報酬	年間 8,000 円			
出動手当	基本団員に準ずる			
貸与品	活動服一式 ヘルメット	活動服一式 ヘルメット	活動服一式 ヘルメット	音楽隊制服一式

## ■ 入団方法

各地域の消防団の分団長を通じて、『三次市消防団機能別消防団員入団届』を提出し，手続きを行ってください。

【お問合せ先】 **三次市消防団事務局**（三次市危機管理課）

〒729-8501 三次市十日市中2丁目8-1 電話：0824-62-6116，FAX：0824-62-2951



安芸高田市

# 女性消防団員募集中

安芸高田市消防団では、女性消防団員を募集しています。  
自分が育った町、自分が暮らす町、そして自分が働く町、かけがえのない大切な安芸高田市を、みんなと一緒に守りませんか。  
応急救護や防災に関する知識技術を身に付けることで、いざという時に、あなたの家族や大切な方々、地域の皆さんを守ることができます。



あなたのチカラで  
安芸高田市の防災を!

◎入団の申込・お問い合わせ先

安芸高田市役所総務部危機管理課

電話：0826-42-5625





# 女性消防団員の活動



## 広報活動

### 【車両広報・防火パレード等】

火災警戒時期に、車両で市内巡回による広報や、防火パレードの同行を行ないます。

## 啓発活動

### 【応急手当・防火訪問等】

自主防災組織等で市民に対して応急手当の指導や、高齢者宅を訪問し、防火に関する啓発を行ないます。

## 訓練

### 【出初式、規律訓練等】

出初式への参加や、規律訓練等の停止間訓練、応急手当を市民に指導するための訓練を行ないます。

## その他

### 【定例会議等】

女性消防分団員で、定期的に会議を開催します。

## ◆応募資格

- 安芸高田市内に居住又は勤務する方
- 年齢18歳以上の方

## ◆女性消防団員の処遇

- 条例に基づき、報酬や手当が支給されます。
- 活動に必要な被服等を貸与します。
- 公務災害補償退職報償金などの制度があります。

## ◆女性消防団員の身分

- 非常勤特別職の地方公務員



## 広島県内広域消防相互応援協定書

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、広島県内において災害が発生した場合に、広島県内の市町及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

### (協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、広島県の区域とする。

### (協定市町等の責務)

第3条 この協定を締結した市町及び消防組合(以下「協定市町等」という。)は、各協定市町等において、消防力の充実強化に努めるものとする。

### (対象とする災害)

第4条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害(以下「災害」という。)で、協定市町等の応援を必要とするものとする。

### (応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市町等(以下「災害発生市町等」という。)の長(協定市町等の長から委任を受けた消防長及び消防組合の管理者を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認められる場合
  - (2) 災害発生市町等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難と認められる場合
  - (3) 災害を防ぎょするため、他の協定市町等が保有する車両、資器材、人員等が必要であると認められる場合
  - (4) その他特別な理由により他の協定市町等の応援が必要であると認められる場合
- 2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。
- (1) 災害の種別
  - (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
  - (3) 必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
  - (4) 必要とする消防隊、救助隊、救急隊その他の隊(消防団を含む。)であって災害応援に必要な隊(以下「応援隊」という。)の到着希望日時及び集結場所
  - (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく応援要請をした協定市町等（以下「要請市町等」という。）の長に連絡するものとする。

3 応援市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に連絡するものとする。

4 広島県は、この協定に基づく消防の相互応援が円滑に実施されるよう、必要な調整等を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動終了後速やかに、応援活動の結果を要請市町等の長に報告するものとする。

2 要請市町等の長は、災害活動終了後速やかに、災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、消費燃料費等の経費

イ 応援隊員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、その出発地と災害発生場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請市町等が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度、応援市町等と要請市町等が協議して定めるものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して、実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、広島県及び協定市町等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書26通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 広島県内広域消防相互応援協定書(平成22年3月16日施行)は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

広島県知事

湯 崎 英 彦



広島市長

松 井 一 實



呉市長

小 村 和 年



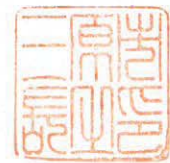
竹原市長

吉 田 基



三原市長

天 満 祥 典



尾道市長

平 谷 祐 宏



福山市長

枝廣直幹



府中市長

戸成義則



三次市長

増田和俊



庄原市長

木山耕三



大竹市長

入山欣郎



東広島市長

藏田義雄



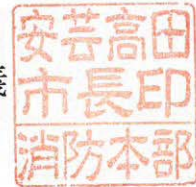
廿日市市長

眞野勝弘



安芸高田市長

浜田一義



江田島市長

明岳周作



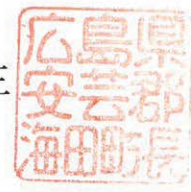
府中町長

佐藤信治



海田町長

西田祐三



熊野町長

三村裕史



坂町長

吉田隆行



安芸太田町長

小坂眞治



北広島町長

箕野博司



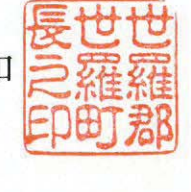
大崎上島町長

高田幸典



世羅町長

奥田正和



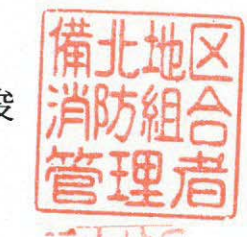
神石高原町長

入江嘉則



備北地区消防組合管理者

増田和俊



福山地区消防組合管理者

枝廣直幹

